

平成 29 年 3 月 28 日

平成29年登米市議会定例会 3月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第 3 号	専決処分の報告について
---------	-------------

本件は、交通事故等に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 4 号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	---

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が、平成 29 年 1 月 1 日に施行されたことに伴う関係条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 5 ページ）

議案第 31 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 32 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 33 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 34 号	平成 28 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 35 号	平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）

本案は、議案第 31 号平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 35 号平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,520 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 492 億 2,463 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、東日本大震災復興交付金の交付決定に伴う東日本大震災復興交付金基金への積立金 8,666 万円などを増額する一方、心身障害者医療費助成事業 1,080 万円、農地中間管理事業 4,636 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方交付税 4 億 4,902 万円、東日本大震災復興交付金などの国庫支

出金 8,620 万円などを増額する一方、地方消費税交付金 1 億 5,670 万円、財政調整基金などの基金繰入金 2 億 9,043 万円などを減額して計上しております。

また、繰越明許費補正として追加 5 件、地方債補正として追加 1 件、変更 7 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で共同事業拠出金 2 億 4,475 万円の減額を、介護保険特別会計の歳出で介護保険事業財政調整基金積立金 4,558 万円の減額を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 1 万円を増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、看護師奨学金貸付金の減額に伴い、資本的収入及び支出で 60 万円を減額して計上しております。

議案第 36 号	登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

本案は、登米市立幼稚園授業料等を平成29年度において国が定める利用者負担の上限額基準改正に対応した徴収金額に改めるとともに、児童福祉法の改正に伴い引用する条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表12ページ)

議案第 37 号	工事請負契約の締結について
----------	---------------

本案は、(仮称)登米インター工業団地造成(第2期)工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年登米市条例第73号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号	平成28年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分の変更について
----------	--------------------------------

本案は、平成29年登米市議会定例会2月定期議会において可決された、平成28年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について、処分する資本剰余金の額を変更するため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第4号関係

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条、第8条の3第1項から第3項まで及び第15条第1項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

2・3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第8条の4～第19条 (略)

2・3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」

5 (略)

第8条の4～第19条 (略)

と読み替えるものとする。

第2条関係（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ（略）</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親であ</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>イ <u>次条第3号</u> <u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日</u> <u>（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ（略）</p>

る職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場

合

(3) (略)

(4) (略)

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

第4条～第9条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) (略)

第4条～第9条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第11条～第17条 (略)

(部分休業の承認)

第18条 (略)

2 生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第14条の規定による 特別休暇又は第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員 (非常勤職員を除く。) に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (当該非常勤職員が規則で定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号) 第61条第32項において読み替えて適用する同条第29項の規定による介護をするための時間 (以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合) にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内) で行うものとする。

第19条・第20条 (略)

第11条～第17条 (略)

(部分休業の承認)

第18条 (略)

2 生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇を与えられている

職員 (非常勤職員を除く。) に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (当該非常勤職員が規則で定める休暇を与えられている場合

にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内) で行うものとする。

第19条・第20条 (略)

登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第7条 (略)			第1条～第7条 (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
授業料徴収金額表			授業料徴収金額表		
園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層 区分	定義		階層 区分	定義	
第1 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4 _____ に規定する里親である保護者を含む世帯	0	第1 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4 第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0
	(略)			(略)	
備考			備考		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。			4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。		
(1) 園児の保護者に監護される者であって、二十歳に満たないもの（園児の年長者である者に限る。）			(1) 園児の保護者に監護される者であって、二十歳に満たないもの（園児の年長者である者に限る。）		

(2) 園児の保護者に監護されていた者であって、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であった者に限る。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であって、園児の保護者の直系卑属であるもの

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人	第1階層から 第3階層まで	0
	第4階層から 第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額
	2人以上	0

5 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 園児の保護者に監護されていた者であって、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であった者に限る。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であって、園児の保護者の直系卑属であるもの

兄弟等の数	徴収金額（月額）
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上	0

5 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

階層区分	徴収金額（月額）	
	第1子	第2子以降
第3階層	0	0
第4階層	800円	0
第5階層	800円	0

別表第2（第2条関係）

預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
通年利用 （月額）	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4__に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

階層区分	徴収金額（月額）	
	第1子	第2子以降
第3階層	0	0
第4階層	1,500円	0
第5階層	1,500円	0

別表第2（第2条関係）

預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
通年利用 （月額）	第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0

(略)	
-----	--

備考

1～4 (略)

5 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数		徴収金額 (月額)
1人	第1階層及び 第2階層	0
	第3階層から 第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額
	2人以上	0

6 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用(月額)の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考5の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額 (月額)					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
	(略)					

(略)	
-----	--

備考

1～4 (略)

5 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数	徴収金額 (月額)
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上	0

6 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用(月額)の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考5の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額 (月額)					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
	(略)					

第4階層	700円	0	700円	0	200円	0
第5階層	700円	0	700円	0	200円	0

別表第3 (第2条関係)

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)		
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 又は児童福祉法第6条の4 ____に規定する里親である保 護者を含む世帯	0	0	0
(略)				

備考

- 1～3 (略)
- 4 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

第4階層	950円	0	950円	0	150円	0
第5階層	1,750円	0	1,750円	0	1,750円	0

別表第3 (第2条関係)

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)		
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 又は児童福祉法第6条の4第 1項に規定する里親である保 護者を含む世帯	0	0	0
(略)				

備考

- 1～3 (略)
- 4 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人	第1階層及び 第2階層	0
	第3階層から 第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上		0

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
	(略)					
第4階層	700円	0	700円	0	200円	0
第5階層	700円	0	700円	0	200円	0

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人		この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上		0

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
	(略)					
第4階層	950円	0	950円	0	150円	0
第5階層	4,000円	0	4,000円	0	2,750円	0

